

令和8年度 第1回 石岡市地域公共交通会議 次第

日 時 令和8年4月21日(火) 午後2時

場 所 石岡市役所 2階201会議室

1 開 会

2 議 事

- ・石岡市地域公共交通会議設置要綱の改正について
- ・石岡市乗合いタクシーの運行について

3 閉 会

【配布資料】

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 資料1-1 石岡市地域公共交通会議設置要綱 改正案
- ・ 資料1-2 石岡市地域公共交通会議設置要綱 新旧対照表
- ・ 資料2 石岡市乗合いタクシーの運行について
- ・ 資料3-1 石岡市乗合いタクシー運行事業計画 改正案
- ・ 資料3-2 石岡市乗合いタクシー運行事業計画 新旧対照表

令和 8 年度 石岡市地域公共交通会議委員名簿

◇名簿(石岡市地域公共交通会議設置要綱順)

N0	区分	委員	備考	出欠
1	石岡市副市長（会長）			
2	石岡市職員	浅田 禎智	石岡市都市建設部長（会長（職務代理））	○
3	旅客自動車運送事業者代表及び 関係団体代表	廣瀬 貢司	関東鉄道株式会社常務取締役	○
4		古賀 重徳	一般社団法人茨城県バス協会専務理事	○
5		本多 佳夫	京成タクシー茨城株式会社常務取締役	○ (代理：取締役 塩入 貴光)
6		小松崎 勝夫	有限会社ムツミ観光自動車取締役社長	○
7		上田 裕司	茨城県ハイヤータクシー協会県南支部 石岡部会長（有限会社 上田タクシー）	○
8		山口 直己	関東鉄道労働組合書記長	○
9		加藤 乃利明	石岡市社会福祉協議会事務局長	○
10	関東運輸局茨城運輸支局職員	柿本 憲治	関東運輸局茨城運輸支局 首席運輸企画専門官（輸送）	○ (代理：運輸企画専門官 岡野 颯)
11	住民，利用者代表，経済団体代表	岡安 将之	石岡商工会議所専務理事	×
12		篠原 秀男	石岡市八郷商工会事務局長	○
13		木下 明男	一般社団法人石岡市観光協会会長	○
14	石岡警察署署員	星野 圭祐	茨城県石岡警察署交通課規制係	×

石岡市地域公共交通会議設置要綱（案）

（目的）

第1条 石岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するために設置する。

（協議事項）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1） 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様等に関する事項
- （2） 石岡市の地域交通施策に関する事項
- （3） 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（交通会議の構成員）

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- （1） 石岡市副市長
- （2） 旅客自動車運送事業者代表及び事業用自動車の運転者が組織する団体並びに係団体代表
- （3） 関東運輸局茨城運輸支局職員
- （4） 住民，利用者代表
- （5） 経済団体代表
- （6） 石岡警察署署員
- （7） 石岡市職員
- （8） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（交通会議の運営）

第4条 交通会議に会長を置く。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、**石岡市都市建設部長**がその職務を代理する。
- 4 交通会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことが出来ない。
- 5 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させ、説明又は助言を求めることが出来る。
- 7 交通会議の庶務は、石岡市都市建設部都市計画課において処理する。
- 8 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定めるものとする。

（石岡市地域公共交通に係るご相談又は通報窓口）

石岡市役所都市建設部都市計画課

連絡先：TEL 0299-23-1111

FAX 0299-22-6070

(守秘義務)

第5条 交通会議の委員は、職務上知り得た秘密をほかに漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(軽微な事項に関する取扱い)

第6条 交通会議において協議が調った事項についての軽微な事項の変更に係る取扱いについては、会長は、書面による賛否を求めて、会議の決議に代えることができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年9月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月21日から施行する。

石岡市地域公共交通会議設置要綱の一部改正 新旧対照表

改正前	改正後	備考
第 1 条から第 3 条 略	第 1 条から第 3 条 略	
第 4 条 交通会議に会長を置く。	第 4 条 交通会議に会長を置く。	
2 略	2 略	
3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。	3 会長に事故がある場合には、 <u>石岡市都市建設部長</u> がその職務を代理する。	
4 から 8 略	4 から 8 略	

協議事項

○ 石岡市乗合いタクシーの運行について

以下のとおり運行車両台数の変更を予定しているため、協議を行うものです。

(1) 変更内容

運行車両台数を 9 台から 7 台へ変更する。

○適用時期

令和 8 年 5 月 1 日以降

○車両台数

変更前		変更後	
種類	台数	種類	台数
10 人乗り車両（京成タクシー茨城(株)）	7 台	10 人乗り車両（京成タクシー茨城(株)）	5 台
15 人乗り車両（(有)ムツミ観光自動車）	2 台	15 人乗り車両（(有)ムツミ観光自動車）	2 台

(2) 変更理由

事業主体である石岡市社会福祉協議会へ乗合いタクシー運行業務の委託事業者である京成タクシー茨城(株)から、ドライバーが不足していることにより、運行台数の減便の申し出があったため。

○背景

現在、京成タクシー茨城(株)には乗合いタクシーの乗務員として 10 名在籍しているが、平均年齢が約 70 歳であり、出勤日数にも制限のある乗務員がいるため、非番の乗務員が対応している場合もある。

新規乗務員の募集も年間を通して行っているが、近年県の最低賃金も上昇しており、現在の賃金では応募がない状況が続いている。

(3) 変更後の対応

2 台減便することにより、利用者数の減少または現在よりも予約が取りづらくなることが想定される。

○対応策

A I システムのパラメータ設定により、現在よりも利便性から効率性（乗合いの増加）を重視した運行を行う。



利用者一人ひとりの乗車時間は長くなるが、乗合いを多くすることができ、1 台あたりの利用者の増加が期待できる。

令和 8 年度石岡市乗合いタクシー運行事業計画書（案）
（令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日）

1 事業名称

石岡市乗合いタクシー運行事業

2 事業の目的

市内の交通不便地域の解消並びに移動制約者の移動手段の確保を図ることを目的に本事業を実施する。

3 事業の内容

石岡市乗合いタクシー（愛称：石岡市乗合いタウンメイト）の運行

（1）石岡市乗合いタクシーの運行エリアは石岡市全域とする。

- ・石岡市全域のほか、石岡市地域公共交通会議で決定した石岡市以外の一部の拠点（羽鳥駅、神立駅、石岡循環器科脳神経外科病院、カインズホーム石岡玉里店、みらい交流館）への運行を行う。

（2）石岡市乗合いタクシーの運行の種類は一般乗合運行とする。

（3）石岡市乗合いタクシーの運行時間帯は次のとおりとする。

- ・一般乗合運行は、午前 8 時 15 分発とし、18 時までの時間帯を運行する。
- ・利用者からの予約に応じて随時運行。
- ・昼休憩を各車両 11：00～14：00 の間に分散して 1 時間取得する。
- ・連続運転が 4 時間を超えないよう合計 30 分以上の休憩を取得する。

（4）石岡市乗合いタクシーの令和 8 年度運行車両台数は ~~9 台とし~~ 及び、各時間帯における運行車両は次のとおりとする。

◆令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日まで

10 人乗り車両 7 台（石岡地区）

15 人乗り車両 2 台（八郷地区）

8：15～16：00	16：00～17：00	17：00～18：00
9 台	8 台	5 台

◆令和8年5月1日以降

10人乗り車両 5台（石岡地区）

15人乗り車両 2台（八郷地区）

8：15～16：00	16：00～17：00	17：00～18：00
7台	6台	5台

（5）石岡市乗合いタクシーの運行休業日は次のとおりとし、運行は行わない。

- ・土・日、祝日
- ・年末年始（12月29日から1月3日まで）

※運行予定日数「241日」

（6）石岡市乗合いタクシーの利用料金は次のとおりとする。

区 分	石岡または八郷地区 内での利用	石岡と八郷地区の行 き来での利用
大人（中学生以上）	300円	500円
「小学生」・「障害者手帳等※所 持者及びその介助者」	100円	200円
未就学児（保護者の同乗が必須）	無料	無料

※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証、障害年金手帳、障害年金証書

（7）石岡市乗合いタクシーの乗車券等の販売は次により行う。

【乗車券の種類】

共通乗車券（300円券、100円券）

乗合いタクシー&路線バス乗継乗車券（大人500円券、小学生及び障害者手帳等所持者及びその介助者200円券）

※「タクシー⇒バス」または「バス⇒タクシー」へ乗り継ぎを行った際は、2種類の乗り継ぎのための割引券を発行

【乗車券の販売所】

- ・共通乗車券

乗合いタクシー車内、京成タクシー茨城㈱石岡営業所、(有)ムツミ観光自動車、石岡市社会福祉協議会（本所のみ）

※共通乗車券については石岡市生涯現役プラチナ応援事業のプラチナ応援券での購入可能

- ・乗合いタクシー&路線バス乗継乗車券
関東鉄道㈱石岡営業所及び路線バスの車内

(8) 利用登録について

- ・利用を希望する者は、原則として石岡市に住所を有する者とし、利用登録を事前に行うものとする。

石岡市乗合いタクシー運行事業計画 新旧対照表

変更前	変更後	備考																		
略 3 事業の内容 (4) 石岡市乗合いタクシーの令和 8 年度運行車両台数は 9 台とし、各時間帯における運行車両は次のとおりとする。 1 0 人乗り車両 7 台（石岡地区） 1 5 人乗り車両 2 台（八郷地区） <table> <tr> <td>8：15～16：00</td><td>8：15～17：00</td><td>8：15～18：00</td></tr> <tr> <td>9 台</td><td>8 台</td><td>5 台</td></tr> </table> 略	8：15～16：00	8：15～17：00	8：15～18：00	9 台	8 台	5 台	略 3 事業の内容 (4) 石岡市乗合いタクシーの令和 8 年度運行車両台数及び、各時間帯における運行車両は次のとおりとする。 ◆令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 4 月 3 0 日まで 1 0 人乗り車両 7 台（石岡地区） 1 5 人乗り車両 2 台（八郷地区） <table> <tr> <td>8：15～16：00</td><td>8：15～17：00</td><td>8：15～18：00</td></tr> <tr> <td>9 台</td><td>8 台</td><td>5 台</td></tr> </table> ◆令和 8 年 5 月 1 日以降 <u>1 0 人乗り車両 5 台（石岡地区）</u> <u>1 5 人乗り車両 2 台（八郷地区）</u> <table> <tr> <td><u>8：15～16：00</u></td><td><u>8：15～17：00</u></td><td><u>8：15～18：00</u></td></tr> <tr> <td><u>7 台</u></td><td><u>6 台</u></td><td><u>5 台</u></td></tr> </table> 略	8：15～16：00	8：15～17：00	8：15～18：00	9 台	8 台	5 台	<u>8：15～16：00</u>	<u>8：15～17：00</u>	<u>8：15～18：00</u>	<u>7 台</u>	<u>6 台</u>	<u>5 台</u>	
8：15～16：00	8：15～17：00	8：15～18：00																		
9 台	8 台	5 台																		
8：15～16：00	8：15～17：00	8：15～18：00																		
9 台	8 台	5 台																		
<u>8：15～16：00</u>	<u>8：15～17：00</u>	<u>8：15～18：00</u>																		
<u>7 台</u>	<u>6 台</u>	<u>5 台</u>																		